訪問介護・訪問介護相当サービス事業者の指定申請に必要な書類一覧

このチェックリストにより、作成された申請書類及び添付書類の漏れがないかご確認ください。
（チェックリストの提出は必要ありません。）

項目	確認欄	提出書類	様式など
【1】	□	指定居宅サービス事業者・指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防サービス事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請書・指定介護予防支援事業者	様式第1号
【2】	□	茨木市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書	様式第1号
【3】	□	訪問介護の事業者指定事業所に係る記載事項 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）の指定に係る記載事項	付表１（一体型）
【4】	□	履歴事項全部項証明書（３か月以内に発行したもの） 目的欄に、申請する事業が記載されていること。（３ページ目参照）	原　本
【5】	□	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数（4週間分）を記載してください。	参考様式１－１
【6】	□	訪問介護員の資格を証明するものの写し 資格証等の写しを「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載した氏名の順に並べて提出してください。	
【7】	□	サービス提供責任者の資格を証明するものの写し	
【8】	□	組織体制図 付表・運営規程・勤務表と従業者の人数が一致していること。 管理者や従業者が他の事業の管理者等を兼ねる場合は、兼務関係がわかるように作成してください。	参考資料１
【9】	□	平面図 当該事業に使用する箇所（事務室・相談室・手指洗浄の場所等）のレイアウト及び備品の配置及び各部屋の面積がわかるように作成してください。 ※写真の番号と撮影方向も明示してください。（矢印でわかるように）	参考様式３
【10】	□	写　真 事業所の外観及び入口等分かりやすいもの（看板など）、平面図で示した箇所の内部の広さや設備・備品(パソコン、電話、FAX等)の配置状況がわかる写真を、A4の台紙に貼付し（写真毎に番号を付番）、平面図に番号と矢印で撮影方向を明示してください。 ●事務室・・・机・イスについては内勤の職員分は必ず必要。 ●鍵付書庫・・・鍵を差した状態のものと、全体のを各１枚 扉部分がガラスの場合は、ファイルの個人名が見えないように内側から紙やシートを貼る。 ●相談室・・・プライバシー保護のため、原則個室。無理な場合は、カーテンやパーテーションによる区画でも可能。（上部から覗くことができないような一定の高さは必要。）室内には最低テーブル1個、イス2個が必要。 ●手指洗浄・・・洗面設備必要。液体石鹸を備え、感染症予防のためペーパータオルを使用。（共用タオルは不可）	A4用紙に貼付（縦） 写真は用紙一面に４枚まで
【11】	□	案内図 最寄駅から事業所までの案内図（事業所名、所在地、連絡先、最寄り駅からの所要時間等を記載したもの）を作成してください。 パンフレット等を作成しており、上記の項目が記載されている場合は、それを貼付していただいても結構です。	最寄りの地図
【12】	□	賃貸借契約書の写し 事業所が申請者（法人）所有でない場合に添付してください。 法人名で契約し、契約期間に事業開始日が含まれていることが必要になります。 また、自動更新の条項があること、使用目的（居住用不可）について確認します。	
【13】	□	運営規程　（訪問介護・相当サービス一体型）	参考資料５－１
【14】	□	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式６

項目	確認欄	提出書類	様式など
【１５】	□	損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類 ●保険に加入している場合は、損害賠償責任保険証券の写し ●手続中の場合は、申込書と領収書 上記書類で申請事業（訪問介護・訪問介護相当サービス）が保険の対象と明確にわからない場合は、約款や重要事項説明書、保険のパンフレットなどで申請事業が契約に含まれることがわかるものの添付が必要です。 法人名で契約し、申請する事業が保険の対象か、契約期間が事業開始日（営業時間、サービス提供開始時間）を含んでいるかについて確認します。	
【１６】	□	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙２
【１７】	□	介護給付費算定に係る体制等状況一覧 ※届出を行う体制により、別途添付書類が必要です。	参考様式8-11 参考様式8－A2
【１８】	□	老人居宅生活支援事業開始届出書	様式第１６号
【１９】	□	誓約書（基準）居宅サービス事業	参考様式９－１
【２０】	□	誓約書（基準）総合事業	参考様式９－５
【２１】	□	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	別紙１

★「指定介護サービス事業者向けページ」をお気に入りに登録しておくことをお勧めします。

茨木市ＴＯＰ＞各課のご案内＞健康福祉部＞福祉指導監査課＞メニュー＞**指定介護サービス事業者向けページ**

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/menu/kaigo_jigyou/index.html

上記ホームページから、各関係ページへのご案内

●様式集（加算関係以外）

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/menu/kaigo_jigyou/yousiki/index.html

●介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（加算様式込）＞「加算届提出書類一覧表」と「加算関係様式一覧」

加算関係書類【16】【17】

http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/menu/kaigo_jigyou/kasan/index.html

【注意】新規申請なので、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出の一覧表」にある　①変更届連絡票は添付不要です。

◆変更届出について

指定以後、届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。下記のＵＲＬにて、「変更届必要書類一覧表（加算関係以外）」から該当サービスの分を確認の上、様式集より提出に必要な書類をダウンロードしてください。

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/menu/kaigo_jigyou/henkoutodokede/index.html

上記以外にも、「通知関係」や「研修関係」「処遇改善計画書・実績報告」など、国や大阪府からの通知やお知らせ、決まった時期の提出関係などを随時載せていますので、定期的にホームページをご覧ください。

茨木市福祉指導監査課　茨木市役所南館６階
電話：072-620-1809（直通）
FAX：072-623-1876
E-mail：shidokansa@city.ibaraki.lg.jp

＜介護保険法に基づく各種サービスの定款及び登記事項証明書への記載例について＞

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受ける場合は、法人の定款及び登記事項証明書に、
指定を受けようとする事業の記載が必要です。
以下の通り記載例を提示しますので参考にしてください。

定款及び登記事項証明書への記載例	サービス名
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護
介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援事業
介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護予防支援事業
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	訪問介護相当サービス
	訪問型サービスＡ
	通所介護相当サービス

※＜補足＞参考ＵＲＬ
http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kenkof/shidokansaka/menu/kaigo_jigyou/tuuti/teikai_unnki_kijyun/42017.html